ト．発着なし　名古屋・美濃・中津川周遊②
・中央自動車道西宮線の神坂スマートインターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまで
・第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで
・東海環状自動車道の豊田藤岡インターチェンジから山県インターチェンジまで
チ．発着なし　東濃南信州周遊
・中央自動車道西宮線の伊那インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまで
・第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海環状自動車道のせと赤津インターチェンジから美濃加茂インターチェンジまで
リ．発着なし　岐阜県内周遊
・中央自動車道西宮線の神坂スマートインターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから関ケ原インターチェンジまで
・第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから五箇山インターチェンジまで
・東海環状自動車道の土岐南多治見インターチェンジから養老インターチェンジまで
ヌ．発着なし　岐阜県内周遊②
・中央自動車道西宮線の神坂スマートインターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから関ケ原インターチェンジまで
・第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから五箇山インターチェンジまで
・東海環状自動車道の土岐南多治見インターチェンジから養老インターチェンジまで

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

５．企画割引「2026山梨ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着　河口湖・沼津・箱根周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。

②　発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ロに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　首都圏発着　安曇野・掛川周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ハに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　発着なし　八王子・安曇野周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ニに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　中京圏発着　安曇野・静岡西部周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ホに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　発着なし　安曇野・静岡周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ヘに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑦　発着なし　諏訪・静岡周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②トに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑧　発着なし　静岡・河口湖周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②チに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑨　発着なし　八王子・諏訪周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②リに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑩　発着なし　諏訪・焼津・島田金谷周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ヌに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑪　中京圏発着　静岡・山梨周遊

⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ルに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ルに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

| 周遊プラン | 軽自動車等 | 普通車 |
|---|---|---|
| 首都圏発着　河口湖・沼津・箱根周遊 | 2,400円 | 3,100円 |
| 発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊 | 1,900円 | 2,400円 |
| 首都圏発着　安曇野・掛川周遊 | 5,000円 | 6,300円 |
| 発着なし　八王子・安曇野周遊 | 4,400円 | 5,600円 |
| 中京圏発着　安曇野・静岡西部周遊 | 4,400円 | 5,500円 |
| 発着なし　安曇野・静岡周遊 | 4,300円 | 5,400円 |
| 発着なし　諏訪・静岡周遊 | 3,000円 | 3,800円 |
| 発着なし　静岡・河口湖周遊 | 3,200円 | 4,000円 |
| 発着なし　八王子・諏訪周遊 | 3,100円 | 3,900円 |
| 発着なし　諏訪・焼津・島田金谷周遊 | 4,000円 | 5,100円 |
| 中京圏発着　静岡・山梨周遊 | 5,200円 | 6,500円 |